

○さいたま市区選挙管理委員会規程

平成15年5月8日

選挙管理委員会告示第58号

改正 平成18年3月31日選管告示第10号

平成19年3月29日選管告示第13号

平成20年8月6日選管告示第27号

平成21年2月25日選管告示第9号

平成24年9月6日選管告示第18号

平成25年3月22日選管告示第10号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条—第8条）

第3章 会議（第9条—第14条）

第4章 委員長の職務権限（第15条—第18条）

第5章 事務局等（第19条—第26条）

第6章 文書の処理（第27条—第29条）

第7章 告示及び公印（第30条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の48第2項の規定に基づき、さいたま市の区の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

第2章 組織

（委員長の選挙）

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

3 前2項の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年

長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長が欠けたときの選挙)

第4条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長職務代理者の指定)

第5条 委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する委員(以下「委員長職務代理者」という。)をあらかじめ指定しておかなければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長等の退職の手續)

第6条 委員長が退職しようとするときは、委員会にその旨を文書で届け出なければならない。

2 委員又は補充員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出なければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員等の欠格事項等に関する届出)

第7条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき又は政党その他の政治団体に新たに属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに委員会にその旨を文書で届け出なければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長等の氏名等の告示)

第8条 委員会は、委員長が選挙され、若しくは委員長職務代理者が指定されたとき又は委員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

第3章 会議

(会議の開催)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、毎月開催するものとする。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

（委員会の招集）

第10条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び議題を付記した文書により委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 委員が委員会の招集を請求するときは、会議の日時、案件及びその理由を付記した文書を委員長に提出しなければならない。

3 委員の改選後最初に行われる委員会の招集は、年長の委員がこれを行う。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

（欠席の届出）

第11条 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ委員会にその旨を文書で届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

（関係者の出席）

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

（会議録の調製）

第13条 委員長は、書記に会議録を調製させ、出席委員の氏名、会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、出席委員全員が署名しなければならない。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

（議事の手続）

第14条 この章に規定するもののほか、委員会の議事については、市議会の例による。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

第4章 委員長の職務権限

（委員長の担当事務）

第15条 委員長の担当事務は、法令で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 委員会に議案を提出すること。

(3) 委員会の議決を執行すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長の専決処分)

第16条 委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、次の会議において報告しなければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(市選挙管理委員会との協議)

第17条 委員長は、特に重要又は異例と認められる事項については、さいたま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）と事前協議するものとする。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(市委員会への報告)

第18条 委員長は、次に掲げる事項について、速やかに市委員会に報告しなければならない。

(1) 規程等の制定又は改廃

(2) 委員若しくは補充員又は第20条第1項若しくは第22条に定める職員の異動

(3) 会議の結果で、委員会が必要と認める事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市委員会が必要と認める事項

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

第5章 事務局等

(書記長等)

第19条 書記長は、区役所副区長をもって充てる。

2 書記は、区役所区民生活部長及び区役所区民生活部総務課（以下「総務課」という。）の職員で委員会が指定するものをもって充てる。

(全部改正〔平成21年選管告示9号〕、一部改正〔平成25年選管告示10号〕)

(参与等)

第20条 委員会に参与を置く。

2 参与は、区役所区長をもって充てる。

3 参与は、委員会の求めに応じ、委員会に属する事項に参画する。

(追加〔平成21年選管告示9号〕、一部改正〔平成25年選管告示10号〕)

(事務局の設置)

第21条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に選挙課を置く。
- 3 選挙課に選挙係及び総務係を置く。
- 4 前項に規定する係(以下「係」という。)の分掌事務は、事務局長が別に定める。

(一部改正〔平成18年選管告示10号・19年13号・21年9号・25年10号〕)

(職員)

第22条 事務局に事務局長及び事務局次長、選挙課に課長、係に係長を置く。

- 2 選挙課に副参事、課長補佐、主幹又は主査を置くことができる。
- 3 前2項に定める者のほか、選挙課に主任又は主事を置くことができる。

(追加〔平成21年選管告示9号〕、一部改正〔平成25年選管告示10号〕)

(事務局長等)

第23条 事務局長は、書記長をもって充てる。

- 2 事務局次長は、区役所区民生活部長をもって充てる。
- 3 選挙課長は、区役所区民生活部総務課長をもって充てる。
- 4 選挙係長は区役所区民生活部総務課選挙・統計係長、総務係長は区役所区民生活部総務課防災・総務係長(大宮区及び南区にあつては、区役所区民生活部総務課総務係長)をもって充てる。
- 5 前各項に定める職員以外の職員は、書記のうちから委員会が任命する。

(追加〔平成21年選管告示9号〕、一部改正〔平成25年選管告示10号〕)

(職務)

第24条 事務局長は、委員長の命を受け、委員会に属する事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長、課長及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 3 副参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 5 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その

事務を処理するためこれを指揮監督する。

6 主任及び主事は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(一部改正〔平成19年選管告示13号・21年9号・25年10号〕)

(事務局長等の専決事項)

第25条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要又は異例であると認められる事項は、委員長の決裁を受けなければならない。

(1) 重要な事項の報告、照会、回答、通知、届出、意見の具申、資料収集等に関すること。

2 事務局次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる事項は、上司の決裁を受けなければならない。

(1) 課長相当職以上の所属の職員の休暇その他の服務に関すること。

(2) 課長相当職以上の所属の職員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(3) 課長相当職以上の所属の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。

(4) 通例的な事項の報告、照会、回答、通知、届出、意見の具申、資料収集等に関すること。

3 課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる事項は、上司の決裁を受けなければならない。

(1) 所属の職員の休暇その他の服務に関すること。

(2) 所属の職員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。

(3) 所属の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。

(4) 軽易な事項の報告、照会、回答、通知、届出、意見の具申、資料収集等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、通例的又は軽易な事務処理に関すること。

(一部改正〔平成21年選管告示9号・25年10号〕)

(職員の服務等)

第26条 法令及びこの章に規定するもののほか、職員の服務、事務の処理等については、市長の事務部局の例による。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

第6章 文書の処理

(文書の取扱い)

第27条 文書の取扱いについては、法令に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。

(公文書の公開)

第28条 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

(個人情報の保護)

第29条 さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。

第7章 告示及び公印

(告示等の方法)

第30条 委員会及び委員長の行う告示その他公表を要するものは、区役所掲示場に掲示するものとする。

(公印)

第31条 公印の名称、ひな型、書体、印材、寸法、個数、使用区分及び保管者は、別表のとおりとする。

（一部改正〔平成24年選管告示18号〕）

(公印の取扱い)

第32条 公印の押印を要する文書について、委員会が印影の印刷により公印の押印に代えることが適当であると認めた場合は、その公印の印影を当該公文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

（一部改正〔平成21年選管告示9号〕）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日選管告示第10号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日選管告示第13号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月6日選管告示第27号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月25日選管告示第9号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月6日選管告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日選管告示第10号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第31条関係）

（一部改正〔平成24年選管告示18号〕）

名称	ひな形	書体及び印材	寸法	個 数	使用区分	保管者
さいたま市何区 選挙管理委員会 之印	さいたま市何区選挙管理委員会之印	れい書 木印	方27ミリメ ートル	1	委員会名を もって発す る文書	区選挙管理 委員会事務 局選挙課長
	さいたま市何区選挙管理委員会之印			1		
さいたま市何区 選挙管理委員会 委員長之印	さいたま市何区選挙管理委員会委員長之印	れい書 木印	方21ミリメ ートル	1	委員長名を もって発す る文書	区選挙管理 委員会事務 局選挙課長
さいたま市何区 選挙管理委員会 委員長職務代理 者印	さいたま市何区選挙管理委員会委員長職務代理者印	れい書 木印	方21ミリメ ートル	1	委員長職務 代理者名を もって発す る文書	区選挙管理 委員会事務 局選挙課長
さいたま市何区 選挙管理委員会 事務局長印	さいたま市何区選挙管理委員会事務局長印	れい書 木印	方21ミリメ ートル	1	事務局長名 をもって発 する文書	区選挙管理 委員会事務 局選挙課長